

岐阜県男女共同参画施策に関する苦情等案件処理結果

【経過】

令和8年 2月17日 苦情等申出受付け

令和8年 4月15日 申出人に対し回答通知

1 申出人の申出概要

- (1) 下呂看護専門学校において、寄宿舍の対象が女子学生のみとなっており、男女共同参画の観点からの検証及び制度の見直し・改善を求める。
 - ① 女子専用としている理由、歴史的経緯、安全管理上の制約等について整理し、公表すること
 - ② 男子学生の居住確保・通学支援について、現行制度でどのように配慮しているのかを明らかにすること
 - ③ 岐阜県男女共同参画計画に照らし、女子のみを対象としていることによる、性別による実質的な不利益等を検証すること
 - ④ 寄宿舍の入居対象を性別不問とする方向で見直しの可能性を検討すること
 - ⑤ 建物構造や安全面から即時の変更が困難な場合は、その制約と今後の整備方針を明らかにすること
 - ⑥ 男子学生向けに、民間賃貸住宅との提携、家賃補助等の経済的支援など、通学上の負担を軽減する施策を検討すること
- (2) 必要に応じて、岐阜県立の他の介護・医療系専門学校における通学支援・寮制度について点検し、類似の課題がないかの確認をすること
- (3) 検証・検討の結果及び今後の方針を県ホームページ等で公表し、看護職を志す若者や地域住民が情報を得られるようにすること

2 施策実施機関の処理方針

(1) -①

- ・下呂看護専門学校（以下「本校」という。）では、昭和59年の開校と同時に本校の女子学生及び県立下呂温泉病院の女性看護師が併用する寄宿舍を設置・運用し、平成7年度以降、本校の女子学生専用寄宿舍として運用しております。
- ・開校当時、女子学生専用寄宿舍として整備した理由については、記録がなく確認はできませんが、全国的に男子看護学生や男性看護師が極めて

少なかったためと考えられます。（当時は、昭和 43 年の保健師助産師看護師法改正により、既に男性も看護師免許を取得可能となっており、本校は開校当初から男女を対象に学生募集を行っていましたが、男子学生が初めて入学したのは平成 11 年です。）

- ・平成 11 年以降は、毎年 1～5 人の男子学生が入学しており、一定数の男子学生が在学している状況において、学生寄宿舍に関し、公平性の観点で課題があると認識しています。しかしながら、性別を問わず入居可能とすることは困難と考えています。

(1) -②

- ・仮に男子学生の入舎を認める場合、安全管理上、建物内での男女の学生の居住・活動スペースを分離するなど相応の改修工事が必要となります。
- ・さらに、学生の安全確保、生活指導のために、職員の体制を充実させる必要があり、現時点では、男子学生の居住確保・通学支援に関し、現行、直接的な支援制度はありません。

(1) -③

- ・男子学生に対する居住確保・通学支援制度がないことを理由に、本校への進学を断念している学生の有無を検証することは困難ですが、男子学生からの寄宿舍に関する要望は特にない状況です。
- ・なお、令和元年度以降において、新入生のうち男子学生の人数は以下のとおりです。入学生総数の減少に伴い、男子学生の数も減少しております。
(R 元 : 3/27 人、R2 : 5/23 人、R3 : 5/31 人、R4 : 2/20 人、R5 : 4/16 人、R6 : 1/9 人、R7 : 1/14 人、R8 : 0/6 人)

(1) -④

- ・(1) -②のとおり、建物構造及び管理上の理由により、性別を問わず入居可能とすることは困難であり、現時点においては、施設の整備方針・計画はありません。

(1) -⑤

- ・寄宿舍が女子専用であることについては、以前から公平性の観点で課題を認識しており、これまでも「地域内の公的住宅等の活用可能性の調査」「自治体による住宅制度の利用可能性の照会」「公平性の観点から寄宿舍の個人負担増額を検討」といった検討を行ってきましたが、いずれも

実現には至っておりません。

(1) 一⑥

- ・引き続き、男子学生の居住や通学に係る状況について、把握に努めるとともに、必要に応じて奨学金等の既存制度や住居に関する情報提供を行うなど、学生の居住環境に関する公平性を確保するため、今後も改善に努めてまいります。

(2) 県立の他の介護・医療系専門学校において通学支援制度を設けている学校はありません。また、本校以外に学生寮を設置している学校はありません。

(3) 本回答内容を県ホームページで公表するとともに、今後、新たな取り組みとして公表できる情報等がありましたら、広く周知して参ります。